

ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験

ユスリカ幼虫試験の外注先はお決まりですか？

➤ 新規の登録保留基準設定時

2018年4月1日以降に農薬の登録申請に係る試験成績を提出する場合、新規殺虫剤成分については、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験の試験成績の提出が原則必須となります。

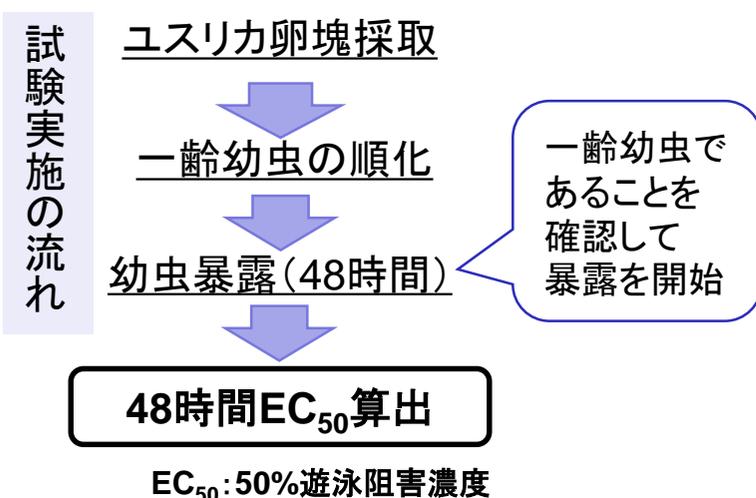
➤ 農薬再評価制度の導入

2021年より農薬再評価が開始する見込みです。再登録において、殺虫成分についてはユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験の試験成績の追加提出が必要となります。

試験の概要

ユスリカ(一齢幼虫)に対する毒性を評価する試験です。

農薬試験法(2-7-6)、OECDテストガイドライン235 (GLP適合可)



様々な試験設計 (GLP、非GLP、簡易試験等) が可能です。
お気軽にご相談ください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

★お問合せは下記にて承ります★

(東日本担当窓口)

化学物質安全センター営業企画部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教館ビル7F

TEL 03(5804)6134 / FAX 03(5804)6140

(西日本担当窓口)

化学物質安全センター大阪支所

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1-5-55

TEL 06(6744)2045 / FAX 06(6744)2052